

令和5年第5回（11月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖ヶ浦市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第1号	袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について	10
議案第2号	袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第3号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第4号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第5号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第6号	袖ヶ浦市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第7号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第8号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第9号	袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第10号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第11号	袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について	65
議案第12号	袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者の指定について	69
議案第13号	袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定について	73
議案第14号	袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定について	80
議案第15号	袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定について	83
議案第16号	袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定について	86
議案第17号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第18号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第19号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第20号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第21号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第22号	教育委員会委員の任命について	92
報告第1号	専決処分の報告について	資料 省略
報告第2号	専決処分の報告について	資料 省略

令和5年第5回（11月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第1号	<p>袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>（主な内容）</p> <p>社会教育施設である公民館施設について、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、交流センターとして設置するに当たり、新たに条例を制定しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	企画政策部
議案 第2号	<p>袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>（主な内容）</p> <p>公民館施設を市民や市民活動団体等がより活用できるよう市長部局に移管するとともに、公民館の事業を引き続き教育委員会で管理・執行するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>	教育部
議案 第3号	<p>袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>（主な内容）</p> <p>人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の職員に係る給与を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う手当の名称変更のため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日 ほか</p>	総務部
議案 第4号	<p>袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>（主な内容）</p> <p>一般職の職員の給与改定等に準じて、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日 ほか</p>	総務部
議案 第5号	<p>袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>（主な内容）</p> <p>人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の任期付職員に係る給与を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う手当の名称変更のため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日 ほか</p>	総務部

議案番号	件名等	関係部等
議案 第6号	<p>袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>感染症作業手当の特例について、国の人事院規則の改正を踏まえ、特定新型インフルエンザ等の感染症に係る作業に従事した場合に手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	総務部
議案 第7号	<p>袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>地方税法施行令の一部が改正され、産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の免除措置が導入されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年1月1日</p>	市民子育て部
議案 第8号	<p>袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、特別利用保育及び特別利用教育の基準に関する規定が整理されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	市民子育て部
議案 第9号	<p>袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>道路構造令の一部が改正されたことに伴い、自転車通行帯の設置に関する基準等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	都市建設部
議案 第10号	<p>袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(主な内容)</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、蓄電池設備の規制範囲となる基準単位の変更及び固体燃料を使用する火気設備の離隔距離が新たに規定されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和6年1月1日</p>	消防本部

議案番号	件 名 等			関係部等
議案 第11号	袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			福祉部
議案 第12号	袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			福祉部
議案 第13号	袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			都市建設部
議案 第14号	袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			教育部
議案 第15号	袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			教育部
議案 第16号	袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			教育部
議案 第17号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第6号） (主な内容)			財政部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	296億 9千178万3千円	293億 1千41万4千円	3億 8千136万9千円	
議案 第18号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	62億 1千249万5千円	62億 1千40万6千円	208万9千円	

議案番号	件 名 等	関係部等		
議案 第19号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (主な内容)	市民子育て 部		
	補正後 予算額		補正前 予算額	予算額の増減
	8億 1千97万3千円		8億 1千59万6千円	37万7千円
議案 第20号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算(第2号) (主な内容)	福祉部		
	補正後 予算額		補正前 予算額	予算額の増減
	49億 6千986万円		49億 6千547万7千円	438万3千円
議案 第21号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(第2号) (主な内容)	都市建設部		
	補正後の収益的支出予定額		補正前の収益的支出予定額	
	16億6千822万8千円		16億6千776万1千円	
	予定額の増減			
	46万7千円			
	補正後の資本的支出予定額	補正前の資本的支出予定額		
	7億405万7千円	7億400万1千円		
	予定額の増減			
	5万6千円			
議案 第22号	教育委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市教育委員会委員の多田正行氏が令和6年1月4日をもって任期満了となるため、後任に石井正己氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。	教育部		
報告 第1号	専決処分の報告について (主な内容) 専決第10号 袖ヶ浦市北袖131番地1地先(北袖10号緑地)で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について 1 事故発生年月日 令和5年6月2日 2 事故発生場所 袖ヶ浦市北袖131番地1地先(北袖10号緑地) 3 事故の相手方 個人 4 市の損害賠償額 153,563円 5 相手方の損害賠償額 なし	都市建設部		

議案第 1 号資料

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の概要説明

1 条例制定の背景

本市では、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、公民館及び市民会館（以下「公民館」という。）を整備し、社会教育に関する各事業等の企画・実施、市民が自主的に学べる環境づくりとともに、各団体への支援や利用者からの相談等に応じています。また、公民館運営審議会や社会教育委員等からの意見を踏まえ事業を実施するほか、市民参画による公民館まつりや地区住民会議等も実施され、公民館は地域の拠りどころとして様々な活動に利用されています。

一方で、近年公民館の利用者数は減少傾向であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動の継続が困難となる団体も出てきました。公民館施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能させるため、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげるとともに、社会の変化に対応し、市民にとって更に身近な施設として認知される取組が必要となっています。

また、市民活動への支援として、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（平成29年条例第10号）」や「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」に基づき、市民の参加や、地縁団体、市民活動団体等の地域コミュニティとの協働により、地域課題の解決を目的として、地域コミュニティへの情報提供や人材育成の支援等分野を問わず様々な事業に取り組んでいるところです。

しかしながら、自治会では加入率の低下や役員のなり手不足等の課題があり、市民活動団体では人材確保といった課題が挙げられ、今後地域コミュニティの維持や運営に支障をきたすことが懸念される状況となっています。

これらの課題の解決に向けて、これまで公民館が担ってきた社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを合わせて推進するため、地域の拠点づくりを行う必要があります。

2 条例制定の目的

社会教育施設である公民館施設について、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、交流センターとして設置するものです。その設置及び管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とするものです。

3 施行期日

令和6年4月1日予定

4 近隣市等の状況

木更津市：木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例

【平成30年3月14日公布（平成31年4月1日施行）】

東金市：東金市コミュニティセンターの設置、管理等に関する条例

【令和3年12月22日公布（令和4年4月1日施行）】

5 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

この条例の趣旨について規定するものです。

第2条（定義）

この条例における用語の意義について規定するものです。

第3条（設置）

交流センターを設置することについて規定するものです。

第4条（名称及び位置）

交流センターの名称及び位置について規定するものです。

第5条（サブセンター）

平川交流センターにサブセンターを設置すること等について規定するものです。

第6条（管理者）

交流センターの管理者について規定するものです。

第7条（職員）

交流センターに職員を置くことについて規定するものです。

第8条（事業）

交流センターにおいて行う事業について規定するものです。

第9条（施設の共用）

袖ヶ浦市公民館条例（昭和49年条例第33号）第4条に規定した事業の実施に当たり、交流センターを使用に供することを規定するものです。

第10条（開館時間）

交流センターの開館時間について規定するものです。

第11条（休館日）

交流センターの休館日について規定するものです。

第12条（使用の許可）

交流センターの施設等の使用の許可について規定するものです。

第13条（使用の制限）

交流センターの施設等の使用の制限について規定するものです。

第14条（使用許可の取消し等）

交流センターの施設等の使用許可の取消し等について規定するものです。

第15条（使用料）

使用者が交流センターの施設等を使用する際の使用料について規

定するものです。

第16条（使用料の徴収）

使用料の徴収について規定するものです。

第17条（使用料の減免）

使用料の減免について規定するものです。

第18条（使用料の不還付）

使用料の不還付等について規定するものです。

第19条（使用期間）

交流センターの施設等の使用期間について規定するものです。

第20条（目的外使用等の禁止）

交流センターの施設等の目的外使用等を禁止することについて規定するものです。

第21条（模様替え等）

使用者が交流センターの施設等の模様替え等を行う場合の許可について規定するものです。

第22条（原状回復）

使用者が交流センターの施設等を使用した際の原状回復について規定するものです。

第23条（損害賠償）

交流センターの施設、設備、備品等を損傷等した際の賠償について規定するものです。

第24条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

附則

第1項（施行期日）

この条例の施行日について令和6年4月1日と規定するものです。

第2項（経過措置）

この条例の施行前に「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の規定によりされた処分等に関する取り扱いについて規定するものです。

第3項（準備行為）

交流センターの施設等の使用の許可や使用料に関する事等その他必要な行為は、この条例の施行日前でも行うことができることについて規定するものです。

別表第1

各交流センターの使用料について規定するものです。

別表第2

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場
合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）の使用料について規定す
るものです。

別表第3

附属設備の使用料について規定するものです。

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>袖ヶ浦市公民館条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項 _____の規定により、公民館_____の設置 等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の<u>振興及び社会福祉</u> の増進を図るため、公民館_____を_____設置する。 2 公民館_____の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p><u>袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項</u>の規定により、公民館<u>並びに市民会館</u>の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の<u>向上と福祉</u> の増進を図るため、公民館<u>並びに市民会館</u>を<u>袖ヶ浦市</u>に設置する。 2 公民館<u>並びに市民会館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(分館の設置) 第3条 _____ (略) (事業) 第4条 公民館は、社会教育法第22条（第6号を除く。）に規定する事業を行う。 2 公民館の事業は、<u>袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、及び執行する。</u> (職員)</p>	<p>(分館の設置) 第2条の2 (略) (管理) 第3条 <u>公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。</u> (職員)</p>

第5条 公民館_____に、それぞれ館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会)

第6条 (略)

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する_____ものとする。

3 (略)

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5・6 (略)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く_____。

(公民館運営審議会)

第5条 (略)

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 (略)

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、_____補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5・6 (略)

(事業)

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

(使用の許可)

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められ

るとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用

し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第12条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 教育委員会が特に認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

(使用料の不還付)

(委任)
第7条 (略)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。
- (3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 (略)

別表第1 (第15条関係)

市民会館

<u>区分</u>	<u>午前9時から午後5時まで で1時間につき</u>	<u>午後5時から午後9時まで で1時間につき</u>
<u>1階</u>		
<u>会議室</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>研修室</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>調理実習室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>和室1</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>和室2</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>大ホール (楽</u>	<u>5,740円</u>	<u>8,620円</u>

屋1・2、ホワイエ等含む。)		
大ホール（舞台のみを使用する場合)	1,720円	2,580円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
講義室	340円	370円
和室	230円	350円
研修室	650円	910円
3階		
中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室含む。)	1月につき	215,000円
平川公民館		
区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
1階 体育室	1,840円	2,760円

<u>会議室</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>多目的室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>2階</u>		
<u>視聴覚室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>会議室1</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>会議室2</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>保育室</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>和室</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>調理実習室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>長浦公民館</u>		
<u>区分</u>	<u>午前9時から午後5時まで 1時間につき</u>	<u>午後5時から午後9時まで 1時間につき</u>
<u>1階</u>		
<u>多目的ホール</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,840円</u>
<u>多目的室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>2階</u>		
<u>会議室1</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>会議室2</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>和室1</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>和室2</u>	<u>230円</u>	<u>350円</u>
<u>創作室</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>
<u>視聴覚室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>調理実習室</u>	<u>650円</u>	<u>910円</u>
<u>研修室1</u>	<u>340円</u>	<u>370円</u>

研修室 2	340円	370円
根形公民館		
区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
<u>1階</u>		
<u>野外ステージ</u>	650円	910円
<u>多目的ホール</u>	1,230円	1,840円
<u>2階</u>		
<u>会議室</u>	340円	370円
<u>講義室</u>	340円	370円
<u>研修室</u>	340円	370円
<u>和室</u>	230円	350円
<u>アトリエ</u>	340円	370円
<u>調理実習室</u>	650円	910円
<u>視聴覚室</u>	650円	910円
平岡公民館		
区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
<u>1階</u>		
<u>多目的ホール</u>	1,230円	1,840円
<u>会議室</u>	230円	350円
<u>2階</u>		
<u>会議室 1</u>	340円	370円

会議室 2	340円	370円
和室	340円	370円
研修室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平川公民館富岡分館

区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合
（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（片面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
水平ライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト		
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円

<u>CD・MDプレーヤーコンポ</u>	<u>1台</u>	<u>220円</u>
<u>DVDプレーヤー</u>	<u>1台</u>	<u>220円</u>
<u>LDプレーヤー</u>	<u>1台</u>	<u>220円</u>
<u>ブルーレイレコーダ</u>	<u>1台</u>	<u>220円</u>
<u>スクリーン</u>	<u>1面</u>	<u>70円</u>
<u>反響板</u>	<u>1式</u>	<u>520円</u>
<u>三点吊りマイク</u>	<u>1式</u>	<u>440円</u>
<u>拡声装置</u>	<u>1台</u>	<u>220円</u>
<u>大ホール拡声装置</u>	<u>1式</u>	<u>520円</u>
<u>ステージスピーカー</u>	<u>1式</u>	<u>130円</u>
<u>はね返りスピーカー</u>	<u>1式</u>	<u>50円</u>
<u>チェロ</u>	<u>1台</u>	<u>440円</u>
<u>コントラバス</u>	<u>1台</u>	<u>440円</u>
<u>クラリネット</u>	<u>1本</u>	<u>440円</u>
<u>オーボエ</u>	<u>1本</u>	<u>440円</u>
<u>ファゴット</u>	<u>1本</u>	<u>440円</u>
<u>チューバ</u>	<u>1台</u>	<u>440円</u>
<u>シンバル</u>	<u>1組</u>	<u>440円</u>
<u>ティンパニー</u>	<u>1台</u>	<u>440円</u>
<u>指揮者台</u>	<u>1台</u>	<u>20円</u>
<u>指揮者用譜面台</u>	<u>1台</u>	<u>20円</u>
<u>譜面台</u>	<u>1台</u>	<u>10円</u>
<u>平台</u>	<u>1枚</u>	<u>30円</u>

大ホール講演台	1台	130円
屏風	1双	260円

附属設備使用料その2

品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯 (素焼き)	1台	1,000円
陶芸窯 (本焼き)	1台	2,000円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

第1条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(給料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表を参照のこと。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表を参照のこと。

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例参考資料

別表第1

給料表改定前・改定後新旧対照表

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A
	円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1	150,100	162,100	12,000	7.99%	198,500	208,000	9,500	4.79%	234,400	240,900	6,500	2.77%	266,000	271,600	5,600	2.11%
2	151,200	163,200	12,000	7.94%	200,300	209,700	9,400	4.69%	236,000	242,400	6,400	2.71%	267,700	273,200	5,500	2.05%
3	152,400	164,400	12,000	7.87%	202,100	211,400	9,300	4.60%	237,500	243,800	6,300	2.65%	269,200	274,700	5,500	2.04%
4	153,500	165,500	12,000	7.82%	203,900	212,900	9,000	4.41%	239,000	245,200	6,200	2.59%	271,000	276,300	5,300	1.96%
5	154,600	166,600	12,000	7.76%	205,400	214,400	9,000	4.38%	240,300	246,400	6,100	2.54%	272,700	277,800	5,100	1.87%
6	155,700	167,700	12,000	7.71%	207,200	216,200	9,000	4.34%	241,900	248,000	6,100	2.52%	274,500	279,500	5,000	1.82%
7	156,800	168,800	12,000	7.65%	209,000	217,900	8,900	4.26%	243,400	249,500	6,100	2.51%	276,300	281,300	5,000	1.81%
8	157,900	169,900	12,000	7.60%	210,800	219,600	8,800	4.17%	244,900	250,900	6,000	2.45%	278,300	283,100	4,800	1.72%
9	158,900	170,900	12,000	7.55%	212,400	221,100	8,700	4.10%	246,000	252,000	6,000	2.44%	280,200	284,800	4,600	1.64%
10	160,300	172,300	12,000	7.49%	214,200	222,600	8,400	3.92%	247,500	253,400	5,900	2.38%	282,200	286,700	4,500	1.59%
11	161,600	173,600	12,000	7.43%	216,000	224,100	8,100	3.75%	249,000	254,900	5,900	2.37%	284,100	288,500	4,400	1.55%
12	162,900	174,900	12,000	7.37%	217,800	225,600	7,800	3.58%	250,300	256,200	5,900	2.36%	286,000	290,300	4,300	1.50%
13	164,100	176,100	12,000	7.31%	219,200	226,800	7,600	3.47%	251,800	257,500	5,700	2.26%	287,900	292,100	4,200	1.46%
14	165,600	177,600	12,000	7.25%	221,000	228,200	7,200	3.26%	253,000	258,700	5,700	2.25%	289,700	293,700	4,000	1.38%
15	167,100	179,100	12,000	7.18%	222,700	229,600	6,900	3.10%	254,300	259,900	5,600	2.20%	291,200	295,100	3,900	1.34%
16	168,700	180,700	12,000	7.11%	224,500	231,000	6,500	2.90%	255,500	261,100	5,600	2.19%	292,600	296,500	3,900	1.33%
17	169,800	181,800	12,000	7.07%	226,100	232,400	6,300	2.79%	256,800	262,300	5,500	2.14%	294,400	298,000	3,600	1.22%
18	171,200	183,200	12,000	7.01%	227,800	234,000	6,200	2.72%	258,200	263,600	5,400	2.09%	296,400	300,000	3,600	1.21%
19	172,600	184,600	12,000	6.95%	229,400	235,500	6,100	2.66%	259,600	264,900	5,300	2.04%	298,500	302,000	3,500	1.17%
20	174,000	186,000	12,000	6.90%	230,900	236,900	6,000	2.60%	261,100	266,200	5,100	1.95%	300,500	303,800	3,300	1.10%
21	175,300	187,300	12,000	6.85%	232,200	238,100	5,900	2.54%	262,700	267,600	4,900	1.87%	302,400	305,500	3,100	1.03%
22	177,800	189,600	11,800	6.64%	233,800	239,700	5,900	2.52%	264,400	269,100	4,700	1.78%	304,500	307,400	2,900	0.95%
23	180,300	191,800	11,500	6.38%	235,400	241,200	5,800	2.46%	266,000	270,700	4,700	1.77%	306,500	309,300	2,800	0.91%
24	182,800	194,000	11,200	6.13%	236,900	242,600	5,700	2.41%	267,600	272,200	4,600	1.72%	308,600	311,100	2,500	0.81%
25	185,200	196,200	11,000	5.94%	237,900	243,600	5,700	2.40%	269,400	273,800	4,400	1.63%	310,300	312,800	2,500	0.81%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A
26	186,900	197,900	11,000	5.89%	239,400	245,100	5,700	2.38%	271,200	275,500	4,300	1.59%	312,400	314,800	2,400	0.77%
27	188,500	199,400	10,900	5.78%	240,700	246,400	5,700	2.37%	272,900	277,100	4,200	1.54%	314,400	316,800	2,400	0.76%
28	190,200	200,900	10,700	5.63%	241,900	247,600	5,700	2.36%	274,600	278,700	4,100	1.49%	316,400	318,700	2,300	0.73%
29	191,700	202,400	10,700	5.58%	243,100	248,700	5,600	2.30%	276,200	280,300	4,100	1.48%	318,100	320,400	2,300	0.72%
30	193,400	203,800	10,400	5.38%	244,100	249,700	5,600	2.29%	277,900	281,800	3,900	1.40%	320,100	322,400	2,300	0.72%
31	195,200	205,200	10,000	5.12%	245,100	250,600	5,500	2.24%	279,700	283,300	3,600	1.29%	322,200	324,400	2,200	0.68%
32	196,900	206,600	9,700	4.93%	246,100	251,500	5,400	2.19%	281,200	284,800	3,600	1.28%	324,300	326,400	2,100	0.65%
33	198,500	208,000	9,500	4.79%	247,200	252,400	5,200	2.10%	282,400	285,900	3,500	1.24%	325,500	327,600	2,100	0.65%
34	199,900	209,300	9,400	4.70%	248,100	253,300	5,200	2.10%	284,100	287,500	3,400	1.20%	327,500	329,600	2,100	0.64%
35	201,400	210,600	9,200	4.57%	249,000	254,100	5,100	2.05%	285,700	289,000	3,300	1.16%	329,400	331,500	2,100	0.64%
36	202,900	211,900	9,000	4.44%	250,000	254,900	4,900	1.96%	287,400	290,500	3,100	1.08%	331,500	333,500	2,000	0.60%
37	204,200	213,200	9,000	4.41%	250,900	255,600	4,700	1.87%	289,000	291,900	2,900	1.00%	333,400	335,400	2,000	0.60%
38	205,500	214,400	8,900	4.33%	252,200	256,700	4,500	1.78%	290,700	293,500	2,800	0.96%	335,300	337,300	2,000	0.60%
39	206,700	215,600	8,900	4.31%	253,400	257,900	4,500	1.78%	292,500	295,100	2,600	0.89%	337,300	339,200	1,900	0.56%
40	208,000	216,700	8,700	4.18%	254,700	259,000	4,300	1.69%	294,300	296,700	2,400	0.82%	339,200	341,100	1,900	0.56%
41	209,300	217,800	8,500	4.06%	256,000	260,200	4,200	1.64%	295,800	298,200	2,400	0.81%	341,100	342,900	1,800	0.53%
42	210,600	218,900	8,300	3.94%	257,400	261,400	4,000	1.55%	297,500	299,800	2,300	0.77%	343,000	344,800	1,800	0.52%
43	211,900	219,900	8,000	3.78%	258,600	262,500	3,900	1.51%	299,000	301,300	2,300	0.77%	344,800	346,600	1,800	0.52%
44	213,200	220,900	7,700	3.61%	259,800	263,600	3,800	1.46%	300,600	302,800	2,200	0.73%	346,700	348,400	1,700	0.49%
45	214,300	221,800	7,500	3.50%	260,900	264,700	3,800	1.46%	302,200	304,400	2,200	0.73%	348,200	349,900	1,700	0.49%
46	215,600	222,700	7,100	3.29%	262,100	265,800	3,700	1.41%	303,900	306,000	2,100	0.69%	349,600	351,300	1,700	0.49%
47	216,900	223,600	6,700	3.09%	263,400	266,900	3,500	1.33%	305,500	307,600	2,100	0.69%	351,100	352,700	1,600	0.46%
48	218,200	224,500	6,300	2.89%	264,500	267,900	3,400	1.29%	307,200	309,100	1,900	0.62%	352,600	354,200	1,600	0.45%
49	219,200	225,400	6,200	2.83%	265,600	268,900	3,300	1.24%	308,100	310,000	1,900	0.62%	354,200	355,700	1,500	0.42%
50	220,300	226,300	6,000	2.72%	266,600	269,900	3,300	1.24%	309,600	311,500	1,900	0.61%	355,000	356,500	1,500	0.42%
51	221,300	227,200	5,900	2.67%	267,800	270,900	3,100	1.16%	311,100	313,000	1,900	0.61%	356,200	357,500	1,300	0.36%
52	222,300	228,100	5,800	2.61%	268,900	271,800	2,900	1.08%	312,700	314,600	1,900	0.61%	357,200	358,500	1,300	0.36%
53	223,300	228,900	5,600	2.51%	269,900	272,700	2,800	1.04%	314,300	316,200	1,900	0.60%	358,100	359,400	1,300	0.36%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
54		224,200	229,800	5,600	2.50%	270,900	273,600	2,700	1.00%	315,900	317,800	1,900	0.60%	359,200	360,500	1,300	0.36%
55		225,100	230,700	5,600	2.49%	272,000	274,500	2,500	0.92%	317,500	319,300	1,800	0.57%	360,100	361,400	1,300	0.36%
56		226,000	231,500	5,500	2.43%	273,100	275,400	2,300	0.84%	319,000	320,800	1,800	0.56%	361,200	362,400	1,200	0.33%
57		226,300	231,800	5,500	2.43%	274,000	276,300	2,300	0.84%	320,500	322,200	1,700	0.53%	362,100	363,300	1,200	0.33%
58		227,100	232,600	5,500	2.42%	275,000	277,200	2,200	0.80%	321,700	323,400	1,700	0.53%	362,800	364,000	1,200	0.33%
59		227,800	233,300	5,500	2.41%	275,900	278,100	2,200	0.80%	322,900	324,500	1,600	0.50%	363,500	364,700	1,200	0.33%
60		228,500	233,900	5,400	2.36%	277,000	279,000	2,000	0.72%	324,100	325,600	1,500	0.46%	364,200	365,300	1,100	0.30%
61		229,200	234,500	5,300	2.31%	278,100	280,000	1,900	0.68%	324,800	326,300	1,500	0.46%	364,600	365,700	1,100	0.30%
62		230,000	235,200	5,200	2.26%	279,100	281,000	1,900	0.68%	325,700	327,200	1,500	0.46%	365,200	366,300	1,100	0.30%
63		230,700	235,800	5,100	2.21%	280,000	281,900	1,900	0.68%	326,500	328,000	1,500	0.46%	365,900	367,000	1,100	0.30%
64		231,300	236,300	5,000	2.16%	281,000	282,800	1,800	0.64%	327,300	328,800	1,500	0.46%	366,600	367,700	1,100	0.30%
65		231,900	236,800	4,900	2.11%	281,500	283,300	1,800	0.64%	328,200	329,600	1,400	0.43%	366,900	368,000	1,100	0.30%
66		232,500	237,300	4,800	2.06%	282,400	284,000	1,600	0.57%	328,600	330,000	1,400	0.43%	367,600	368,700	1,100	0.30%
67		233,100	237,800	4,700	2.02%	283,100	284,700	1,600	0.57%	329,300	330,600	1,300	0.39%	368,300	369,400	1,100	0.30%
68		233,800	238,400	4,600	1.97%	284,000	285,600	1,600	0.56%	330,100	331,300	1,200	0.36%	369,000	370,000	1,000	0.27%
69		234,500	238,900	4,400	1.88%	285,000	286,600	1,600	0.56%	330,900	332,100	1,200	0.36%	369,300	370,300	1,000	0.27%
70		235,100	239,400	4,300	1.83%	285,800	287,400	1,600	0.56%	331,600	332,800	1,200	0.36%	369,900	370,900	1,000	0.27%
71		235,600	239,900	4,300	1.83%	286,600	288,200	1,600	0.56%	332,300	333,500	1,200	0.36%	370,600	371,600	1,000	0.27%
72		236,300	240,400	4,100	1.74%	287,400	289,000	1,600	0.56%	333,000	334,100	1,100	0.33%	371,200	372,200	1,000	0.27%
73		237,000	240,900	3,900	1.65%	288,200	289,700	1,500	0.52%	333,500	334,600	1,100	0.33%	371,500	372,500	1,000	0.27%
74		237,600	241,400	3,800	1.60%	288,700	290,200	1,500	0.52%	334,100	335,200	1,100	0.33%	372,100	373,100	1,000	0.27%
75		238,200	241,800	3,600	1.51%	289,100	290,600	1,500	0.52%	334,600	335,700	1,100	0.33%	372,800	373,800	1,000	0.27%
76		238,700	242,300	3,600	1.51%	289,600	291,000	1,400	0.48%	335,200	336,300	1,100	0.33%	373,400	374,400	1,000	0.27%
77		239,300	242,800	3,500	1.46%	289,800	291,200	1,400	0.48%	335,500	336,600	1,100	0.33%	373,800	374,800	1,000	0.27%
78		240,000	243,300	3,300	1.38%	290,100	291,500	1,400	0.48%	336,000	337,100	1,100	0.33%	374,300	375,300	1,000	0.27%
79		240,700	243,800	3,100	1.29%	290,300	291,700	1,400	0.48%	336,400	337,500	1,100	0.33%	374,900	375,900	1,000	0.27%
80		241,200	244,300	3,100	1.29%	290,700	292,000	1,300	0.45%	336,900	337,900	1,000	0.30%	375,400	376,400	1,000	0.27%
81		241,700	244,700	3,000	1.24%	290,900	292,200	1,300	0.45%	337,300	338,300	1,000	0.30%	375,900	376,900	1,000	0.27%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
82		242,300	245,200	2,900	1.20%	291,100	292,400	1,300	0.45%	337,800	338,800	1,000	0.30%	376,500	377,500	1,000	0.27%
83		242,900	245,600	2,700	1.11%	291,500	292,700	1,200	0.41%	338,300	339,300	1,000	0.30%	377,000	378,000	1,000	0.27%
84		243,400	246,000	2,600	1.07%	291,800	292,900	1,100	0.38%	338,800	339,800	1,000	0.30%	377,300	378,300	1,000	0.27%
85		243,900	246,400	2,500	1.03%	292,100	293,200	1,100	0.38%	339,100	340,100	1,000	0.29%	377,700	378,700	1,000	0.26%
86		244,500	246,800	2,300	0.94%					339,500	340,500	1,000	0.29%	378,200	379,200	1,000	0.26%
87		245,100	247,200	2,100	0.86%					340,000	341,000	1,000	0.29%	378,600	379,600	1,000	0.26%
88		245,600	247,600	2,000	0.81%					340,400	341,400	1,000	0.29%	379,000	380,000	1,000	0.26%
89		246,100	248,000	1,900	0.77%					340,700	341,700	1,000	0.29%	379,400	380,400	1,000	0.26%
90		246,600	248,500	1,900	0.77%					341,100	342,100	1,000	0.29%	379,900	380,900	1,000	0.26%
91		246,900	248,800	1,900	0.77%					341,600	342,600	1,000	0.29%	380,300	381,300	1,000	0.26%
92		247,300	249,100	1,800	0.73%					342,000	343,000	1,000	0.29%	380,700	381,700	1,000	0.26%
93		247,600	249,400	1,800	0.73%					342,200	343,200	1,000	0.29%	381,000	382,000	1,000	0.26%
94										342,600	343,600	1,000	0.29%	381,500	382,500	1,000	0.26%
95										343,100	344,100	1,000	0.29%	381,900	382,900	1,000	0.26%
96										343,500	344,500	1,000	0.29%	382,300	383,300	1,000	0.26%
97										343,700	344,700	1,000	0.29%	382,600	383,600	1,000	0.26%
98										344,100	345,100	1,000	0.29%				
99										344,500	345,500	1,000	0.29%				
100										344,800	345,800	1,000	0.29%				
101										345,100	346,100	1,000	0.29%				
102										345,500	346,500	1,000	0.29%				
103										345,900	346,900	1,000	0.29%				
104										346,300	347,300	1,000	0.29%				
105										346,800	347,800	1,000	0.29%				
106										347,200	348,200	1,000	0.29%				
107										347,600	348,600	1,000	0.29%				
108										348,000	349,000	1,000	0.29%				
109										348,500	349,500	1,000	0.29%				

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
110										348,900	349,900	1,000	0.29%				
111										349,200	350,200	1,000	0.29%				
112										349,500	350,500	1,000	0.29%				
113										350,000	351,000	1,000	0.29%				
114										350,300	351,300	1,000	0.29%				
115										350,600	351,600	1,000	0.29%				
116										350,800	351,800	1,000	0.29%				
117										351,200	352,200	1,000	0.28%				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	187,700	188,700	1,000	0.53%	215,200	216,200	1,000	0.46%	255,200	256,200	1,000	0.39%	274,600	275,600	1,000	0.36%	
任期 付職 員	158,900	170,900	12,000	7.55%	198,500	208,000	9,500	4.79%	230,700	237,200	6,500	2.82%	259,300	264,900	5,600	2.16%	

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
		円				円				円				円			
	1	290,700	295,400	4,700	1.62%	319,200	323,100	3,900	1.22%	362,900	365,500	2,600	0.72%	408,100	410,300	2,200	0.54%
	2	292,900	297,500	4,600	1.57%	321,400	325,300	3,900	1.21%	365,500	368,100	2,600	0.71%	410,500	412,700	2,200	0.54%
	3	295,000	299,500	4,500	1.53%	323,700	327,500	3,800	1.17%	367,900	370,500	2,600	0.71%	413,000	415,200	2,200	0.53%
	4	297,000	301,400	4,400	1.48%	325,900	329,500	3,600	1.10%	370,500	372,900	2,400	0.65%	415,400	417,600	2,200	0.53%
	5	298,800	303,200	4,400	1.47%	328,100	331,500	3,400	1.04%	372,400	374,800	2,400	0.64%	417,300	419,500	2,200	0.53%
	6	300,800	305,000	4,200	1.40%	330,100	333,500	3,400	1.03%	374,900	377,300	2,400	0.64%	419,600	421,600	2,000	0.48%
	7	302,600	306,600	4,000	1.32%	332,300	335,400	3,100	0.93%	377,200	379,600	2,400	0.64%	421,700	423,700	2,000	0.47%
	8	304,200	308,200	4,000	1.31%	334,500	337,300	2,800	0.84%	379,700	382,100	2,400	0.63%	423,900	425,900	2,000	0.47%
	9	306,100	309,800	3,700	1.21%	336,400	339,200	2,800	0.83%	382,100	384,500	2,400	0.63%	425,900	427,800	1,900	0.45%
	10	308,400	312,000	3,600	1.17%	338,600	341,200	2,600	0.77%	384,800	387,100	2,300	0.60%	428,000	429,900	1,900	0.44%
	11	310,600	314,200	3,600	1.16%	340,600	343,200	2,600	0.76%	387,400	389,700	2,300	0.59%	430,100	432,000	1,900	0.44%
	12	312,900	316,200	3,300	1.05%	342,800	345,200	2,400	0.70%	390,100	392,300	2,200	0.56%	432,200	433,900	1,700	0.39%
	13	315,000	318,200	3,200	1.02%	344,600	347,000	2,400	0.70%	392,500	394,600	2,100	0.54%	433,900	435,600	1,700	0.39%
	14	317,100	320,200	3,100	0.98%	346,600	349,000	2,400	0.69%	394,800	396,900	2,100	0.53%	435,700	437,400	1,700	0.39%
	15	319,300	322,100	2,800	0.88%	348,600	350,900	2,300	0.66%	397,000	399,100	2,100	0.53%	437,700	439,300	1,600	0.37%
	16	321,400	324,000	2,600	0.81%	350,600	352,800	2,200	0.63%	399,400	401,400	2,000	0.50%	439,700	441,200	1,500	0.34%
	17	323,300	325,900	2,600	0.80%	352,300	354,500	2,200	0.62%	401,200	403,200	2,000	0.50%	441,600	443,000	1,400	0.32%
	18	325,300	327,900	2,600	0.80%	354,300	356,500	2,200	0.62%	403,200	405,100	1,900	0.47%	443,400	444,800	1,400	0.32%
	19	327,300	329,800	2,500	0.76%	356,100	358,300	2,200	0.62%	405,100	407,000	1,900	0.47%	445,200	446,600	1,400	0.31%
	20	329,300	331,700	2,400	0.73%	358,000	360,200	2,200	0.61%	406,900	408,800	1,900	0.47%	446,900	448,300	1,400	0.31%
	21	331,000	333,400	2,400	0.73%	359,900	362,100	2,200	0.61%	408,800	410,600	1,800	0.44%	448,700	450,100	1,400	0.31%
	22	333,100	335,400	2,300	0.69%	361,800	364,000	2,200	0.61%	410,600	412,400	1,800	0.44%	450,200	451,600	1,400	0.31%
	23	335,100	337,400	2,300	0.69%	363,800	365,900	2,100	0.58%	412,400	414,200	1,800	0.44%	451,600	453,000	1,400	0.31%
	24	337,200	339,300	2,100	0.62%	365,700	367,800	2,100	0.57%	414,300	416,000	1,700	0.41%	453,100	454,500	1,400	0.31%
	25	338,600	340,700	2,100	0.62%	367,700	369,700	2,000	0.54%	416,100	417,600	1,500	0.36%	454,500	455,900	1,400	0.31%
	26	340,500	342,600	2,100	0.62%	369,600	371,600	2,000	0.54%	417,600	419,100	1,500	0.36%	455,800	457,200	1,400	0.31%
	27	342,400	344,500	2,100	0.61%	371,600	373,500	1,900	0.51%	419,100	420,600	1,500	0.36%	457,100	458,500	1,400	0.31%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
28		344,300	346,400	2,100	0.61%	373,600	375,400	1,800	0.48%	420,700	422,100	1,400	0.33%	458,300	459,700	1,400	0.31%
29		345,900	348,000	2,100	0.61%	375,100	376,900	1,800	0.48%	422,300	423,600	1,300	0.31%	459,300	460,700	1,400	0.30%
30		347,800	349,900	2,100	0.60%	376,900	378,700	1,800	0.48%	423,600	424,900	1,300	0.31%	460,000	461,400	1,400	0.30%
31		349,700	351,700	2,000	0.57%	378,700	380,500	1,800	0.48%	424,900	426,200	1,300	0.31%	460,800	462,200	1,400	0.30%
32		351,500	353,500	2,000	0.57%	380,300	382,100	1,800	0.47%	426,100	427,400	1,300	0.31%	461,500	462,900	1,400	0.30%
33		353,400	355,300	1,900	0.54%	382,100	383,800	1,700	0.44%	427,300	428,600	1,300	0.30%	462,200	463,600	1,400	0.30%
34		355,200	357,100	1,900	0.53%	383,500	385,200	1,700	0.44%	428,600	429,900	1,300	0.30%	463,000	464,400	1,400	0.30%
35		357,000	358,800	1,800	0.50%	385,000	386,600	1,600	0.42%	429,900	431,200	1,300	0.30%	463,700	465,100	1,400	0.30%
36		358,700	360,500	1,800	0.50%	386,600	388,000	1,400	0.36%	431,100	432,400	1,300	0.30%	464,300	465,700	1,400	0.30%
37		360,100	361,900	1,800	0.50%	388,000	389,400	1,400	0.36%	432,300	433,600	1,300	0.30%	464,800	466,200	1,400	0.30%
38		361,400	363,200	1,800	0.50%	389,200	390,600	1,400	0.36%	433,100	434,400	1,300	0.30%	465,400	466,800	1,400	0.30%
39		362,800	364,500	1,700	0.47%	390,400	391,800	1,400	0.36%	433,900	435,200	1,300	0.30%	466,000	467,400	1,400	0.30%
40		364,200	365,900	1,700	0.47%	391,500	392,800	1,300	0.33%	434,700	436,000	1,300	0.30%	466,600	468,000	1,400	0.30%
41		365,500	367,000	1,500	0.41%	392,600	393,900	1,300	0.33%	435,300	436,600	1,300	0.30%	467,100	468,500	1,400	0.30%
42		366,400	367,900	1,500	0.41%	393,800	395,100	1,300	0.33%	436,000	437,300	1,300	0.30%	467,600	469,000	1,400	0.30%
43		367,500	368,900	1,400	0.38%	395,000	396,200	1,200	0.30%	436,700	438,000	1,300	0.30%	468,000	469,400	1,400	0.30%
44		368,600	370,000	1,400	0.38%	396,100	397,300	1,200	0.30%	437,400	438,700	1,300	0.30%	468,300	469,700	1,400	0.30%
45		369,400	370,800	1,400	0.38%	396,800	398,000	1,200	0.30%	438,200	439,500	1,300	0.30%	468,600	470,000	1,400	0.30%
46		370,300	371,700	1,400	0.38%	397,500	398,700	1,200	0.30%	439,000	440,300	1,300	0.30%	469,200	470,600	1,400	0.30%
47		371,200	372,600	1,400	0.38%	398,200	399,400	1,200	0.30%	439,400	440,700	1,300	0.30%	469,900	471,300	1,400	0.30%
48		372,100	373,400	1,300	0.35%	398,900	400,100	1,200	0.30%	440,100	441,400	1,300	0.30%	470,600	472,000	1,400	0.30%
49		373,000	374,200	1,200	0.32%	399,500	400,700	1,200	0.30%	440,600	441,900	1,300	0.30%	471,300	472,700	1,400	0.30%
50		373,800	375,000	1,200	0.32%	400,100	401,300	1,200	0.30%	441,000	442,300	1,300	0.29%	471,900	473,300	1,400	0.30%
51		374,600	375,800	1,200	0.32%	400,600	401,800	1,200	0.30%	441,400	442,700	1,300	0.29%	472,600	474,000	1,400	0.30%
52		375,400	376,500	1,100	0.29%	401,000	402,200	1,200	0.30%	441,800	443,100	1,300	0.29%	473,300	474,700	1,400	0.30%
53		376,100	377,200	1,100	0.29%	401,400	402,600	1,200	0.30%	442,200	443,500	1,300	0.29%	474,000	475,400	1,400	0.30%
54		376,800	377,900	1,100	0.29%	401,700	402,900	1,200	0.30%	442,600	443,900	1,300	0.29%	474,600	476,000	1,400	0.29%
55		377,500	378,600	1,100	0.29%	402,000	403,200	1,200	0.30%	443,000	444,300	1,300	0.29%	475,300	476,700	1,400	0.29%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
56		378,200	379,300	1,100	0.29%	402,300	403,500	1,200	0.30%	443,300	444,600	1,300	0.29%	476,000	477,400	1,400	0.29%
57		378,700	379,800	1,100	0.29%	402,600	403,800	1,200	0.30%	443,600	444,900	1,300	0.29%	476,700	478,100	1,400	0.29%
58		379,300	380,400	1,100	0.29%	402,900	404,100	1,200	0.30%	444,000	445,300	1,300	0.29%				
59		379,900	381,000	1,100	0.29%	403,200	404,400	1,200	0.30%	444,300	445,600	1,300	0.29%				
60		380,600	381,700	1,100	0.29%	403,500	404,700	1,200	0.30%	444,600	445,900	1,300	0.29%				
61		381,000	382,100	1,100	0.29%	403,800	405,000	1,200	0.30%	444,900	446,200	1,300	0.29%				
62		381,700	382,800	1,100	0.29%	404,100	405,300	1,200	0.30%	445,600	446,900	1,300	0.29%				
63		382,300	383,400	1,100	0.29%	404,400	405,600	1,200	0.30%	446,300	447,600	1,300	0.29%				
64		382,900	384,000	1,100	0.29%	404,700	405,900	1,200	0.30%	447,000	448,300	1,300	0.29%				
65		383,300	384,400	1,100	0.29%	405,000	406,200	1,200	0.30%	447,500	448,800	1,300	0.29%				
66		383,900	385,000	1,100	0.29%	405,300	406,500	1,200	0.30%								
67		384,500	385,600	1,100	0.29%	405,600	406,800	1,200	0.30%								
68		385,100	386,200	1,100	0.29%	405,900	407,100	1,200	0.30%								
69		385,500	386,600	1,100	0.29%	406,100	407,300	1,200	0.30%								
70		386,000	387,100	1,100	0.28%	406,400	407,600	1,200	0.30%								
71		386,500	387,600	1,100	0.28%	406,700	407,900	1,200	0.30%								
72		387,100	388,200	1,100	0.28%	407,000	408,100	1,100	0.27%								
73		387,400	388,500	1,100	0.28%	407,200	408,300	1,100	0.27%								
74		387,800	388,900	1,100	0.28%	407,500	408,600	1,100	0.27%								
75		388,200	389,300	1,100	0.28%	407,800	408,900	1,100	0.27%								
76		388,600	389,700	1,100	0.28%	408,000	409,100	1,100	0.27%								
77		388,900	390,000	1,100	0.28%	408,200	409,300	1,100	0.27%								
78		389,200	390,300	1,100	0.28%	408,500	409,600	1,100	0.27%								
79		389,500	390,600	1,100	0.28%	408,800	409,900	1,100	0.27%								
80		389,800	390,800	1,000	0.26%	409,000	410,100	1,100	0.27%								
81		390,000	391,000	1,000	0.26%	409,200	410,300	1,100	0.27%								
82		390,300	391,300	1,000	0.26%	409,500	410,600	1,100	0.27%								
83		390,600	391,600	1,000	0.26%	409,800	410,900	1,100	0.27%								

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
84		390,800	391,800	1,000	0.26%	410,000	411,100	1,100	0.27%								
85		391,000	392,000	1,000	0.26%	410,200	411,300	1,100	0.27%								
86		391,300	392,300	1,000	0.26%	410,800	411,900	1,100	0.27%								
87		391,600	392,600	1,000	0.26%	411,400	412,500	1,100	0.27%								
88		391,800	392,800	1,000	0.26%	412,000	413,100	1,100	0.27%								
89		392,000	393,000	1,000	0.26%	412,400	413,500	1,100	0.27%								
90		392,300	393,300	1,000	0.25%	413,000	414,100	1,100	0.27%								
91		392,600	393,600	1,000	0.25%	413,600	414,700	1,100	0.27%								
92		392,800	393,800	1,000	0.25%	414,200	415,300	1,100	0.27%								
93		393,000	394,000	1,000	0.25%	414,600	415,700	1,100	0.27%								
94		393,600	394,600	1,000	0.25%												
95		394,200	395,200	1,000	0.25%												
96		394,800	395,800	1,000	0.25%												
97		395,200	396,200	1,000	0.25%												
98		395,800	396,800	1,000	0.25%												
99		396,400	397,400	1,000	0.25%												
100		397,000	398,000	1,000	0.25%												
101		397,400	398,400	1,000	0.25%												
102		398,000	399,000	1,000	0.25%												
103		398,600	399,600	1,000	0.25%												
104		399,200	400,200	1,000	0.25%												
105		399,600	400,600	1,000	0.25%												
106																	
107																	
108																	
109																	
110																	
111																	

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 給	改定前 給料A	改定後 給料B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A												
112																	
113																	
114																	
115																	
116																	
117																	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	289,700	290,700	1,000	0.35%	315,100	316,200	1,100	0.35%	356,800	358,000	1,200	0.34%	389,900	391,200	1,300	0.33%	
任期 付職 員	275,800	280,500	4,700	1.70%	294,200	298,100	3,900	1.33%	325,600	328,200	2,600	0.80%	361,000	363,200	2,200	0.61%	

第2条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当</p>

の月額合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

の月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附則第4項 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(これにより難しいときは、任命権者が別に定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(これにより難しいときは、任命権者が別に定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

附則第5項 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	本改正条例附則第4項の規定による改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(これにより難しいときは、任命権者が別に定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(これにより難しいときは、任命権者が別に定める額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

第1条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の220</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の225</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第1条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行																																
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」とい</p>	号給	給料月額 (円)	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">376,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」とい</p>	号給	給料月額 (円)	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額 (円)																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額 (円)																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

う。) 第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

う。) 第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。) 」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

第2条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)</p> <p>及び特定任期付職員業績手当(袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。)」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第23条の3第2項並びに第26条の規定の適用については、給与条例第4条第2項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)</p> <p>及び特定任期付職員業績手当(袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。)」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第2項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第26条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(感染症作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(感染症作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（次項において「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）とする。</u></p>

袖ヶ浦市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89</u> <u>第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u><u>が属</u> <u>する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者</u> <u>均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、</u> <u>その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割</u> <u>額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を</u> <u>減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該</u> <u>出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の</u> <u>1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第2</u> <u>4条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)</u><u>の属する</u> <u>月(以下「出産予定月」という。)</u><u>の前月(多胎妊娠の場合には、3</u> <u>月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」と</u> <u>いう。)</u><u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割</u> <u>額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均</u> <u>等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつて</u> <u>は、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産</u> <u>被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同

じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p> <hr/> <p>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p>

袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>自転車通行帯</u> <u>政令第2条第15号</u>に規定する自転車通行帯をいう。</p> <p>(16) <u>交通島</u> <u>政令第2条第17号</u>に規定する交通島をいう。</p> <p>(17) <u>植樹帯</u> <u>政令第2条第18号</u>に規定する植樹帯をいう。</p> <p>(18) <u>路上施設</u> <u>政令第2条第19号</u>に規定する路上施設をいう。</p> <p>(19) <u>地方部</u> <u>政令第2条第21号</u>に規定されている地方部をいう。</p> <p>(20) <u>計画交通量</u> <u>政令第2条第22号</u>に規定されている計画交通量をいう。</p> <p>(21) <u>設計速度</u> <u>政令第2条第23号</u>に規定されている設計速度をいう。</p> <p>(22) <u>視距</u> <u>政令第2条第24号</u>に規定されている視距をいう。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>交通島</u> <u>政令第2条第16号</u>に規定する交通島をいう。</p> <p>(16) <u>植樹帯</u> <u>政令第2条第17号</u>に規定する植樹帯をいう。</p> <p>(17) <u>路上施設</u> <u>政令第2条第18号</u>に規定する路上施設をいう。</p> <p>(18) <u>地方部</u> <u>政令第2条第20号</u>に規定されている地方部をいう。</p> <p>(19) <u>計画交通量</u> <u>政令第2条第21号</u>に規定されている計画交通量をいう。</p> <p>(20) <u>設計速度</u> <u>政令第2条第22号</u>に規定されている設計速度をいう。</p> <p>(21) <u>視距</u> <u>政令第2条第23号</u>に規定されている視距をいう。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯、_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由に</p>

よりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第7条 (略)

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同

よりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第7条 (略)

2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種の道路

項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2～5 (略)

_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____ (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次の各号に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第9条の2第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第9条の2第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次の各号に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条_____、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条_____、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条

第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)並びに政令第3条、第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 (略)

2・3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第5条から第40条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)並びに政令第3条、第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 (略)

2・3 (略)

4 歩行者専用道路については、第5条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特
定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する
構造とするものとする。

袖ヶ浦市火災予防条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の</u>浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものに</u>あつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u> _____の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) (略)</p>

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(14)・(15) (略)

別表第3（第3条、第18条関係）

略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	2.1kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	2.1kW以下	80	0	—	0	

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3（第3条、第18条関係）

略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	2.1kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	2.1kW以下	80	0	—	0	

固 体 燃 料	不 燃 以 外 の	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	＝	100	50	50	50
		木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	＝	80	30	＝	30
	上記に分類され ないもの	使用温度が 8 0 0℃以上のもの	＝	250	200	300	200	
		使用温度が 3 0 0℃以上 8 0 0℃未満のもの	＝	150	100	200	100	
使用温度が 3 0 0℃未満のもの		＝	100	50	100	50		
略 備考 (略)								

上記に分類され ないもの	使用温度が 8 0 0℃以上のもの	＝	250	200	300	200
	使用温度が 3 0 0℃以上 8 0 0℃未満のもの	＝	150	100	200	100
	使用温度が 3 0 0℃未満のもの	＝	100	50	100	50
略 備考 (略)						

議案第 1 1 号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市社会福祉センター

袖ヶ浦市飯富 1 6 0 4 番地

(2) 設置目的

市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市社会福祉センターの利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市社会福祉センターの使用料の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦市社会福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 地域福祉活動の推進及び高齢者の就労指導等に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市社会福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市社会福祉センターは、市民福祉の向上を図ることを主目的として設置したものであり、施設の構成においても、市と連携して地域福祉の推進を担うことができる団体が適当である。

その施設運営においては、地域や各種福祉団体との調整能力とともに組織力が必要であり、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）において地域福祉の推進を目的として規定されている団体は、現行の指定管理者である社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会のみである。

以上により、本施設はノウハウの蓄積や事業の継続性及び高度な専門性が必要な施設であることから、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
所 在 地	袖ヶ浦市飯富 1 6 0 4 番地
設立年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 2 1 日
資 本 金	1 億 3 千 3 8 9 万円

従 業 員 数	25人 ※令和5年11月1日時点
主たる業務 内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための 援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、 宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の 健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事 業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 福祉サービス利用援助事業 8 ボランティア活動の振興 9 生活福祉資金貸付事業 10 心配ごと相談事業 11 生活支援体制整備事業 12 成年後見制度に関する事業 13 その他この法人の目的達成のため必要な事業 社会福祉法第26条の規定による事業 1 袖ヶ浦市社会福祉センターの受託事業 2 自動販売機の設置運営

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 袖ヶ浦市社会福祉センターの運営に当たっては、常に利用者の視点に立ち、高齢者、障がい者及び一般市民も含め利用しやすい環境づくりに努める。

イ 地域福祉の拠点となり、福祉サービスを提供する場として施設の管理運営の充実を図っていくことで、市民との結びつきを更に太く広げ、地域福祉の更なる推進を図る。

ウ 袖ヶ浦市社会福祉センターの利用者が安全、かつ、快適に過ごせるように、常に環境整備を行っていく。

エ 利用者一人一人の尊厳を守るため、利用者のプライバシーの保護及び守秘義務に努める。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 4,491千円

令和7年度 4,491千円

令和8年度 4,491千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市社会福祉センター【非公募】

応募団体：社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会

施設所管課の評価点数	170点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	非適正
	10名	0名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的な手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図る ための具体的な手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の内容、 適確性及び実現の可能 性	20		失格/0	12	16	20	14
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	25		失格	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能と なる人的能力	30		0	18	24	30	21
	ウ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合	計	275	275	失格	149	218	275	170

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第12号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市老人福祉会館

袖ヶ浦市飯富2497番地1

(2) 設置目的

老人等に対し憩いの場を提供し、老人等の福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市老人福祉会館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市老人福祉会館の利用料金の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦市老人福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市老人福祉会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市老人福祉会館は、袖ヶ浦公園に隣接した自然豊かで閑静な環境に立地し、高齢者等の福祉の増進を図るために昭和53年に設置した施設である。本施設は、大広間をはじめ、和室や多目的室など高齢者の各種サークル活動として高齢者の憩いの場として利用されているが、設立から40年以上経過し、老朽化が進行している。

今回の指定管理期間満了に伴う更新にあたっては、本施設の機能移転等を含めた今後のあり方を検討するため、指定管理者が変更になった場合は、指定管理者の運営ノウハウの習熟度が図れず業務に支障を来すおそれがあることから、本施設は管理運営業務のノウハウを培った団体が適当である。

以上により、現指定管理者の公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
所 在 地	袖ヶ浦市飯富1604番地
設立年月日	平成4年4月1日
資 本 金	—

従業員数	248人（事務局10人・会員238人） ※令和5年11月1日時点
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2 臨時かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。 3 高齢者に対し、臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4 高齢者のための臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 5 上記に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 6 その他目的を達成するため必要な事業を行うこと。

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

- ア 予約制度を採用し多くの市民が平等に利用できるよう配慮する。
- イ 利用目的にあった適切な利用ができるよう案内する。
- ウ 利用者増加を図るための広報活動を行う。
- エ 施設の適正かつ安定的な維持管理を行う。
- オ 個人情報の取扱いには十分留意し、適切な管理及び保護のため措置を講じる。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 8,256千円

令和7年度 8,256千円

令和8年度 8,256千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市老人福祉会館【非公募】

応募団体：公益社団法人 袖ヶ浦市シルバー人材センター

施設所管課の評価点数	196点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	非適正
	10名	0名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
	② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的な手法	9	0		3	6	9	6
	ウ サービスの向上を図る ための具体的な手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31	0		17	24	31	20
	エ 施設の維持管理の 内容、適確性及び実現の可 能性	20	失格/0		12	16	20	16
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	25	失格		3	20	25	4
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足る人的 構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能と なる人的能力	30		0	18	24	30	24
	ウ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	32
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	8
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	16
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	8
合	計	275	275	失格	149	218	275	196

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第13号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地（※ 所在地は、代表地番を記載）

施設の名称	所在地
福王台中央公園	福王台1丁目25番地1
蔵波公園	蔵波台4丁目22番地
長浦駅前坂本公園	長浦駅前8丁目17番地
のぞみ野泉台公園	のぞみ野80番地1
のぞみ野森林公園	のぞみ野9番地
袖ヶ浦駅海側地区近隣公園	袖ヶ浦駅前1丁目28番地1
神納西ノ下公園	神納2丁目7番地
神納あけぼの公園	神納1丁目12番地
神納あさひ公園	神納2丁目20番地
神栄公園	福王台3丁目5番地
法光寺公園	福王台2丁目14番地
富士見公園	福王台3丁目26番地1
山王公園	福王台4丁目24番地
富士見台公園	神納4071番地144
牧場西公園	蔵波2411番地4
牧場東公園	蔵波4071番地171
今井第1公園	今井3丁目14番地
いまい公園	今井2丁目91番地
今井第3公園	今井1丁目60番地
今井第4公園	今井1丁目37番地
今井第5公園	今井2丁目14番地
今井第6公園	今井1丁目21番地
汐見公園	蔵波台1丁目19番地
姥坂公園	蔵波台2丁目15番地
合原公園	蔵波台2丁目27番地
御園公園	蔵波台3丁目11番地

施設の名称	所在地
清水公園	蔵波台5丁目15番地
不動公園	蔵波台6丁目24番地
泉公園	蔵波台7丁目23番地
花輪公園	蔵波台7丁目5番地
原ノ台公園	蔵波台4丁目16番地
久保田公園	久保田2丁目1番地1
森吉公園	長浦駅前3丁目19番地1
久保田西公園	久保田2848番地68
久保田南公園	久保田2848番地175
久保田北公園	久保田2848番地60
代宿団地中央公園	代宿93番地
代宿団地西公園	代宿73番地
代宿団地南公園	代宿99番地1
滝ヶ沢東公園	上泉1205番地110
滝ヶ沢北公園	上泉1205番地44
サンファミリーパーク	横田3737番地20
のぞみ野あけぼの公園	のぞみ野123番地15
のぞみ野丘の上公園	のぞみ野102番地19
のぞみ野なかよし公園	のぞみ野31番地12
のぞみ野みはらし公園	のぞみ野88番地28
殿畑公園	蔵波1887番地
清水頭公園	蔵波台5丁目1番地12
横田駅前公園	横田2185番地5
東萩原公園	上泉1767番地240
滝ノ口東公園	滝ノ口306番地42
滝ノ口西公園	滝ノ口306番地94

施設の名称	所在地
坂戸の森公園	坂戸市場 1453 番地 1
福田公園	久保田 2082 番地 1
代宿公園	代宿 83 番地 1
宮田公園	蔵波 246 番地 3
代宿北公園	代宿 61 番地
奈良輪西公園	奈良輪 1 丁目 5 番地
奈良輪駅前公園	奈良輪 2 丁目 6 番地 6
山中公園	横田 4214 番地 4
奈良輪東公園	奈良輪 514 番地
蔵波川岸公園	蔵波 1945 番地 1
椎の森公園	椎の森 385 番地 5
袖ヶ浦駅北口広場	袖ヶ浦駅前 1 丁目 39 番地 8
袖ヶ浦駅海側地区 1 号公園	袖ヶ浦駅前 1 丁目 3 番地 1
袖ヶ浦駅海側地区 2 号公園	袖ヶ浦駅前 1 丁目 17 番地 1
袖ヶ浦駅海側地区 3 号公園	袖ヶ浦駅前 2 丁目 1 番地 1
袖ヶ浦駅海側地区 4 号公園	袖ヶ浦駅前 2 丁目 25 番地 1
袖ヶ浦駅海側地区 5 号公園	袖ヶ浦駅前 2 丁目 10 番地 1
中袖緑地	中袖 49 番地
北袖 1、2 号緑地	北袖 105 番地
北袖 3 号緑地	北袖 107 番地
北袖 4 号緑地	北袖 110 番地
北袖 5 号緑地	北袖 44 番地の一部
北袖 6 号緑地	北袖 44 番地の一部
北袖 7 号緑地	北袖 77 番地
北袖 8 号緑地	北袖 120 番地
北袖 9 号緑地	北袖 127 番地 1
北袖 10 号緑地	北袖 131 番地 1
北袖 11 号緑地	北袖 135 番地
北袖 12 号緑地	北袖 139 番地

施設の名称	所在地
送電線緑地	北袖 113 番地
長浦拓 1 号緑地	長浦 1 番地 72
代宿団地 1 号緑地	代宿 96 番地
代宿団地 2 号緑地	代宿 73 番地 1
代宿団地 3 号緑地	代宿 66 番地
代宿団地 4 号緑地	代宿 99 番地 2
代宿団地 5 号緑地	代宿 76 番地 1
代宿団地 6 号緑地	代宿 70 番地 4
のぞみ野 1 号緑地	のぞみ野 1 番地 2
のぞみ野 2 号緑地	のぞみ野 1 番地 3
のぞみ野 3 号緑地	のぞみ野 1 番地 4
のぞみ野 4 号緑地	のぞみ野 3 番地 2
のぞみ野 5 号緑地	のぞみ野 4 番地 2
のぞみ野 6 号緑地	のぞみ野 8 番地
のぞみ野 7 号緑地	のぞみ野 11 番地 2
のぞみ野 8 号緑地	のぞみ野 12 番地 7
のぞみ野 9 号緑地	のぞみ野 12 番地 8
のぞみ野 10 号緑地	のぞみ野 41 番地 8
のぞみ野 11 号緑地	のぞみ野 41 番地 10
のぞみ野 12 号緑地	岩井 1262 番地
のぞみ野 13 号緑地	のぞみ野 53 番地 8
のぞみ野 14 号緑地	のぞみ野 53 番地 9
のぞみ野 15 号緑地	のぞみ野 53 番地 10
のぞみ野 16 号緑地	のぞみ野 56 番地 9
のぞみ野 17 号緑地	のぞみ野 57 番地 5
のぞみ野 19 号緑地	のぞみ野 58 番地 6
のぞみ野 20 号緑地	のぞみ野 85 番地 10
のぞみ野 21 号緑地	のぞみ野 94 番地 2
のぞみ野 22 号緑地	のぞみ野 100 番地 15

施設の名称	所在地
のぞみ野23号緑地	のぞみ野100番地16
のぞみ野24号緑地	のぞみ野119番地1
のぞみ野25号緑地	のぞみ野41番地17
南袖1号緑地	南袖66番地4
南袖2号緑地	南袖64番地2
南袖3号緑地	南袖20番地3
南袖4号緑地	南袖2番地4
長浦駅前1号緑地	長浦駅前1丁目16番地
長浦駅前2号緑地	長浦駅前3丁目39番地
長浦駅前3号緑地	長浦駅前4丁目22番地
長浦駅前4号緑地	長浦駅前7丁目28番地
長浦駅前6号緑地	長浦駅前8丁目47番地
長浦駅前7号緑地	長浦駅前8丁目6番地5
長浦駅前8号緑地	長浦駅前4丁目21番地4
長浦駅前9号緑地	長浦駅前4丁目21番地5
長浦駅前12号緑地	長浦駅前8丁目11番地2
長浦駅前13号緑地	久保田1丁目6番地15
長浦駅前14号緑地	久保田2丁目4番地1
長浦駅前15号緑地	久保田2丁目8番地5
蔵波台1号緑地	蔵波台1丁目30番地
蔵波台2号緑地	蔵波台3丁目23番地
蔵波台3号緑地	蔵波台3丁目37番地
蔵波台4号緑地	蔵波台3丁目38番地
蔵波台5号緑地	蔵波台7丁目31番地
蔵波台6号緑地	蔵波台7丁目57番地
蔵波台7号緑地	蔵波台7丁目64番地
蔵波台8号緑地	蔵波台7丁目67番地
福王台緑地	福王台1丁目4番地1
蔵波辺田緑地	蔵波320番地1

施設の名称	所在地
神納向谷緑地	神納3522番地13
長浦駅北口緑地	蔵波1964番地3
滝ノ口1号緑地	滝ノ口306番地114
滝ノ口2号緑地	滝ノ口306番地97
長浦駅前1丁目ポケットパーク	長浦駅前1丁目11番地3
長浦駅前2丁目ポケットパーク	長浦駅前2丁目9番地1
長浦駅前4丁目ポケットパーク	長浦駅前4丁目15番地1
長浦駅前5丁目ポケットパーク	長浦駅前5丁目6番地3
長浦駅前6丁目ポケットパーク	長浦駅前6丁目4番地5
長浦駅前7丁目ポケットパーク	長浦駅前7丁目4番地4
蔵波谷公園	蔵波1613番地4
野里公園	野里914番地21
神納公園	神納1272番地20
大明神墳公園	蔵波2961番地27
かんさわ公園	神納4135番地273
みょうじん公園	蔵波2961番地43
蔵波根先公園	蔵波1536番地15
第二みょうじん公園	蔵波2965番地15
蔵波ベイヒルズ公園	蔵波2749番地5
前萩原公園	神納2422番地16
パークヒルズ	蔵波3002番地35
スカイヒルズ公園	神納4181番地40
神納新田緑地	神納1180番地5
神納新田緑地2	神納1177番地8
神納新田緑地3	神納1173番地7
神納ふれあい公園	神納2461番地15
いちょう通り公園	蔵波1250番地7
アクアシーズン奈良輪公園	奈良輪910番地11
蔵波中六公園	蔵波1250番地68

施設の名称	所在地
蔵波きずな公園	蔵波 2960 番地 103
橘東公園	蔵波 2930 番地 45
アクアシーズン奈良輪第二公園	奈良輪 738 番地 16
清水頭南公園	蔵波 2897 番地 65
蔵波中六丘の上公園	蔵波 1259 番地 63
蔵波中六南公園	蔵波 1259 番地 68
うぐいす公園	蔵波 2899 番地 69
かんさわ南公園	神納 4176 番地 59
スカイヒルズ第2公園	神納 4175 番地 61
百々目木公園	蔵波 2903 番地 35
清水頭スマイル公園	蔵波 2888 番地 47
木瓜台公園	蔵波 3001 番地 85
コンフォートガーデン奈良輪	奈良輪 892 番地 29
中ノ代公園	蔵波 2922 番地 63
第2百々目木公園	蔵波 2903 番地 61
エコサンライフ蔵波公園	蔵波 2903 番地 96

施設の名称	所在地
クローバーパーク	蔵波 2902 番地 69
ドリームシティ公園	蔵波 2905 番地 39
スターヒルズ公園	蔵波 3001 番地 1
坂戸第1公園	坂戸市場 876 番地 7
第3百々目木公園	蔵波 2903 番地 150
i-Town Park	奈良輪 2519 番地 30
ルミナスタウン神納公園	神納 3379 番地 7
坂戸児童公園	坂戸市場 1471 番地 20
グリーンヒルズ蔵波パーク	蔵波 2915 番地 11
奈良輪宮田公園	奈良輪 357 番地 4
蔵波第一公園	蔵波 2912 番地 18
坂市広場	坂戸市場 1675 番地 115
中六公園	蔵波 1253 番地 4
スターヒルズウエスト公園	蔵波 2954 番地 24
宝塚公園	神納 3362 番地 23

(2) 設置目的

良好な自然的環境を保全及び創出し、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、都市景観及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

- ア 都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の運営に関する業務
- イ 都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ その他都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の管理運営上必要な業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	袖ヶ浦造園協同組合
所 在 地	袖ヶ浦市久保田 2 1 7 1 番地

設立年月日	平成17年9月21日
資本金	180万円（出資総額）
従業員数	138名 ※令和5年11月1日時点
主たる業務内容	1 組合員のためにする共同受注及び受注斡旋 2 組合員の取り扱う造園資材の共同購買 3 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上 又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 4 組合員の福利厚生に関する事業 5 上記の事業に附帯する事業

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

利用者の増加を図るため、もくもくフェスタの開催やカブトムシ観察所の設置、伐採木を活用した薪の無料配布などの自主事業を行い、これらの活動を広報紙やホームページ、かずさFMを活用し利用者へ周知していく。

災害時や防災対策にも使用できる災害支援型自動販売機や防犯カメラ付き自動販売機を設置し、今後も台数を増やしていく。

組合員への各種教育や研修を実施し、サービスの向上及び組合員の資質の向上を目指す。

組合は、これまで指定管理者として築き上げてきた、地元自治会やボランティアグループとの信頼関係を大事にし、更に強化していく。

緊急時や苦情については、組合が地元業者9社から構成されているメリットを最大に活かし、迅速で丁寧な対応をしていく。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 103,400千円

令和7年度 103,400千円

令和8年度 103,400千円

令和9年度 103,400千円

令和10年度 103,400千円

4 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月21日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月24日から同月26日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付

(ア) 期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(イ) 応募団体 1団体

袖ヶ浦造園協同組合

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた袖ヶ浦造園協同組合を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市都市公園（近隣公園・街区公園）及び緑地【公募】

応募団体：1 団体（袖ヶ浦造園協同組合）

	袖ヶ浦造園協同組合	
	得点数	
①委員	2	23点
②委員	2	11点
③委員	2	18点
④委員	2	20点
⑤委員	2	16点
⑥委員	2	47点
⑦委員	2	22点
⑧委員	2	30点
⑨委員	2	56点
⑩委員	2	12点
平均点	2	25.50点

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	21.00
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	100	0	12	16	20	14.40
	イ 利用者の増加を図るための具体的な手法	9		0	3	6	9	4.40
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	21.20
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	14.50
	オ 管理に係る経費の縮減効果	20		失格/0	0	16	20	0.00
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	13.20
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	20.70
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	26.90
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.80
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	6.40
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14.40
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.60
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	22.20
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	/	10.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	15.20
	キ その他評価項目	10		0	6	8	10	6.60
合 計		340	340	失格	188	272	340	225.50

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（188点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数の場合。

議案第14号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市高須会館

袖ヶ浦市奈良輪2520番地5

(2) 設置目的

市民の文化の向上と福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市高須会館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市高須会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市高須会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市高須会館は、文化の向上と福祉の増進のために建設された施設である。地域住民の体育、娯楽、研修及び集会等の場所を提供してきており、施設を効果的かつ効率的に運営管理するためには、地域の実情を確実に把握し、協力が得られる団体が適当である。

以上により、地域コミュニティの代表団体が引き続き施設管理を担うことこそ、地域に根付いた運営が期待できることから高須区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	高須区
所 在 地	
主たる業務 内容	区民の生活文化向上のため、区内の清掃、祭礼等イベントの開催及び住民の要望等の取りまとめ

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

地区会館は、地域住民等の体育、娯楽、研修及び集会等を通して、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設である。

施設の利用に当たっては、営利を目的とする行為について利用の制

限があるものの、住民の集会施設として広く開放し、上記目的の達成に努める。

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準をさらに細分化した審査基準に基づき審査・採点した結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、高須区を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市高須会館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市高須会館【非公募】

応募団体：高須区

施設所管課の評価点数	1 3 3 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	非適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うこと ができるものである こと。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方 針	20	85	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図 るための具体的な手 法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を 図るための具体的手 法及び当該施設の効 用を最大限に発揮さ せるための手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の 内容、適確性及び実 現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の 縮減効果	5		失格	3	4	5	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財産的 基礎を有するもので あること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適 確性及び実現の可 能性	20	55	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	X		X	X	X	X	X
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基 盤	25		失格/0	15	20	25	15
	エ 類似施設の運営 実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		210	210	失格	122	166	210	133

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(122点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第15号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市蔵波会館

袖ヶ浦市蔵波57番地

(2) 設置目的

市民の文化の向上と福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市蔵波会館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市蔵波会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市蔵波会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市蔵波会館は、文化の向上と福祉の増進のために建設された施設である。地域住民の体育、娯楽、研修及び集会等の場所を提供してきており、施設を効果的かつ効率的に運営管理するためには、地域の実情を確実に把握し、協力が得られる団体が適当である。

以上により、地域コミュニティの代表団体が引き続き施設管理を担うことこそ、地域に根付いた運営が期待できることから蔵波区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	蔵波区
所 在 地	
主たる業務 内容	区民の生活文化向上のため、区内の清掃、祭礼等イベントの開催及び住民の要望等の取りまとめ

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

地区会館は、地域住民等の体育、娯楽、研修及び集会等を通して、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設である。

施設の利用に当たっては、営利を目的とする行為について利用の制

限があるものの、住民の集会施設として広く開放し、上記目的の達成に努める。

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準をさらに細分化した審査基準に基づき審査・採点した結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、蔵波区を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市蔵波会館【非公募】

応募団体：蔵波区

施設所管課の評価点数	1 3 3 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	非適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うこと ができるものである こと。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方 針	20	85	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図 るための具体的な手 法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を 図るための具体的手 法及び当該施設の効 用を最大限に発揮 させるための手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の 内容、適確性及び実 現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の 削減効果	5		失格	3	4	5	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財産的 基礎を有するもので あること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適 確性及び実現の可 能性	20	55	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	X		X	X	X	X	X
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基 盤	25		失格/0	15	20	25	15
	エ 類似施設の運営 実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		210	210	失格	122	166	210	133

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（122点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第16号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市臨海スポーツセンター

袖ヶ浦市長浦1番地57

(2) 設置目的

市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与することを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの使用料の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの管理及び運営に関する事務のうち、教育委員会の権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

現在、別の指定管理としている「袖ヶ浦市総合運動場他施設」（指定管理期間令和3～7年度）と管理を統合することにより、スケールメリットを活かし、人員配置等の面において効率化が見込める。そのため、今回の選定では管理期間を2年間とし、令和7年度に総合運動場他施設と合わせて公募により指定管理者を決定することを検討する。

よって、指定管理者を変更した場合、指定管理期間が短く指定管理者の運営ノウハウの習熟が図れず業務に支障をきたすおそれがあることから、本施設の運営ノウハウを習熟した団体が適当である。

以上により、フクシ・ハリマ共同事業体を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

< 代表団体 >

名	称	株式会社フクシ・エンタープライズ
---	---	------------------

所在地	東京都江東区大島1丁目9番8号
設立年月日	昭和58年4月27日
資本金	5,000万円
従業員数	1,797人(うち社員263人) ※令和5年11月1日時点
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営、健康増進施設の管理・運営、温浴施設の管理・運営 2 スポーツ施設、健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 3 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導/幼児体育教室、小学生体育教室、生活習慣病予防教室等の企画・指導 4 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導 5 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売 6 運動機器等のリース及びレンタル・中古品の買取・販売 7 什器・家具等の販売及びリース・レンタル 8 運動機器等の保守点検業務 9 福祉、介護、介助事業/通所介護施設(デイサービス等)の運営/通所介護施設(デイサービス等)受託業務/老人福祉施設の運営/福祉、介護に係る健康運動教室の企画・指導・子育て支援受託業務 10 鍼灸・あんまマッサージ事業 11 警備業(受付・電話交換業務を含む。) 12 各種イベント会場の管理・運営、事務局業務 13 各種文化教養施設(博物館・美術館・音楽ホール、文化ホール、図書館、生涯学習施設、青少年施設、公民館、児童館等)の管理・運営 14 労働者派遣事業 15 医療機器、医療検査機器、医療用具等のリース・レンタル及び販売

	<p>1 6 防災用品（消火器具・非常食品・防災頭巾、担架）及び清掃器具、用具の販売</p> <p>1 7 浄化槽及び貯水槽等の清掃・保守・点検・道路・公園・建物等の清掃</p> <p>1 8 建物設備（消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備）の保守・点検・水質検査業務・広告業・飲食店業・損害保険代理店業務</p> <p>1 9 地方自治法に基づく指定管理者としての公の施設の管理及び公共機関からの委託業務の請負に関する業務・造園、植栽工事の設計及び管理</p> <p>2 0 送迎バス及び送迎車両の運行</p> <p>2 1 上記に付帯する一切の業務</p>
--	---

< 構成団体 >

名 称	株式会社ハリマビシステム
所 在 地	横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー
設立年月日	昭和36年10月6日
資 本 金	6億5,446万円
従 業 員 数	4,526人 ※令和5年11月1日時点
主たる業務内容	<p>総合ビルメンテナンス業</p> <p>1 ビルメンテナンス（清掃、設備、警備、点検業務・工事営繕）</p> <p>2 ビルマネジメント（プロパティマネジメント、建物診断・修繕、環境ソリューション）</p> <p>3 ビル関連サービス（受付・広報案内、コンシェルジュ、管理員、客室整備、電話交換、車両運行管理、レストラン・食堂運営）</p> <p>4 P F I / P P P 事業（P F I 事業、指定管理者事業、その他 P P P 事業）</p> <p>5 マンション総合管理</p> <p>6 海外事業</p>

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 次の取組によって、サービス向上と利用促進を実現する。

(ア) 市と協働したパラスポーツ、ユニバーサルスポーツ、ニュースポーツの普及による来場者、運動実践者の増加

(イ) 新規イベント事業の実施による交流人口の拡大

(ウ) 地域ワークショップ等を通じた地域住民と協働した施設運営
市のスポーツ推進計画等の実現と、袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの設置目的である「市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与すること」の達成のベースとして、次の3つを基本方針とする。

(ア) ライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむことができる環境づくり

(イ) 地域と協働した施設づくり

(ウ) 市民の皆様が、安全で長く利用できる施設づくり

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和6年度 73,801千円

令和7年度 73,801千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理

者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認められたため、フクシ・ハリマ共同事業体を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市臨海スポーツセンター【非公募】

応募団体：フクシ・ハリマ共同事業体

施設所管課の評価点数	181点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	非適正
	10名	0名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的な手法	9		0	3	6	9	5
	ウ サービスの向上を図る ための具体的な手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31		0	17	24	31	23
	エ 施設の維持管理の内容、 適確性及び実現の可能 性	20		失格/0	12	16	20	16
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	25		失格	3	20	25	4
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能と なる人的能力	30		0	18	24	30	21
	ウ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	16
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合	計	275	275	失格	149	218	275	181

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

議案第22号資料

石井正己氏略歴

(学歴)

(職歴)

